

「冷凍食品製造工場認定要領」及び「冷凍食品の認定制度規定の運用」の一部を改定する件（平成26年4月22日） 新旧対照表

改正（平成26年4月22日）	現 行
第1編 冷凍食品認定制度	第1編 冷凍食品認定制度
冷凍食品製造工場認定要領	冷凍食品製造工場認定要領
第5章 認定工場の更新手続（更新の申請）	第5章 認定工場の更新手続（更新の申請）
<p>（更新の申請）第20条</p> <p>第6条第2項の更新審査の手続きは、次の通りとする。</p> <p>(1) 更新を希望する認定工場は、様式8、9による冷凍食品製造工場認定更新申請書（以下、「更新申請書」という。）3部を協会に提出しなければならない。</p> <p>(2) 更新申請は、認定の有効期間満了日の6ヶ月前より受け付けるものとする。その満了日を過ぎた場合には、改めて第3条に基づく認定審査を受けなければならない。</p> <p><u>(3) (2)に係わらず、有効期間満了日の6ヶ月前よりさらに遡って更新申請（以下、「早期更新申請」という）を行うことができるものとする。その場合、早期更新申請に基づく有効期間が決定した時点で、従前の有効期間は消滅する。早期更新申請の手続き審査等は、「冷凍食品の認定制度規定の運用」に規定する。</u></p> <p>(4) 協会は、更新申請があった当該工場について、第12条3項及び第17条の基準を満たしていることを確認し、更新申請を受け付ける。</p>	<p>（更新の申請）第20条</p> <p>第6条第2項の更新審査の手続きは、次の通りとする。</p> <p>(1) 更新を希望する認定工場は、様式8、9による冷凍食品製造工場認定更新申請書（以下、「更新申請書」という。）3部を協会に提出しなければならない。</p> <p>(2) 更新申請は、認定の有効期間満了日の6ヶ月前より受け付けるものとする。その満了日を過ぎた場合には、改めて第3条に基づく認定審査を受けなければならない。</p> <p>(3) 協会は、更新申請があった当該工場について、第12条3項及び第17条の基準を満たしていることを確認し、更新申請を受け付ける。</p>

改正（平成26年4月22日）	現 行
冷凍食品の認定制度規定の運用	冷凍食品の認定制度規定の運用
I. 冷凍食品製造工場認定要領の運用について	I. 冷凍食品製造工場認定要領の運用について
5. 更新審査実施細則	5. 更新審査実施細則
<p>本制度に基づく更新審査は次のとおり実施する。</p> <p><u>更新審査の申請は、認定要領第20条に基づき、認定の有効期間満了日の6ヶ月前から受付ける。認定要領第20条(3)に規定する、早期更新申請は、有効期間2年または3年工場を対象とし、従前の有効期間中に最低1回の工場指導を受けた後に申請できる。</u>但し更新審査を希望する認定工場において更新を迎える前々年度及び前年度の年間格付数量が60トン未満であった場合は、更新審査の申請があった時点で工場個別に対応するものとし、状況によっては更新調査を受付ない場合もある。尚、60トン未満が予期しなかった自然災害その他止むを得ない事情による正当な理由があると判断した場合はこの限りではない。</p>	<p>本制度に基づく更新審査は次のとおり実施する。但し更新審査を希望する認定工場において更新を迎える前々年度及び前年度の年間格付数量が60トン未満であった場合は、更新審査の申請があった時点で工場個別に対応するものとし、状況によっては更新調査を受付ない場合もある。尚、60トン未満が予期しなかった自然災害その他止むを得ない事情による正当な理由があると判断した場合はこの限りではない。</p>
<p>(1) 必要書類の査収</p> <p>協会は更新審査を希望する会員の認定工場（以下申請者）から、更新審査に必要な以下の書類を査収する。</p> <p>① 更新申請書 ② 申請書添付書類等 ③ 営業許可証 <u>（前回認定時の営業許可証の期限が満了となり、更新された場合）</u> ④ その他、協会が必要と認める書類等</p> <p>必要書類が不足または記載事項に不備がある場合は、申請者に対し再提出を求める。</p> <p>(2) , (3) (略)</p>	<p>(1) 必要書類の査収</p> <p>協会は更新審査を希望する会員の認定工場（以下申請者）から、更新審査に必要な以下の書類を査収する。</p> <p>① 更新申請書 ② 申請書添付書類等 ③ 営業許可証 ④ その他、協会が必要と認める書類等</p> <p>必要書類が不足または記載事項に不備がある場合は、申請者に対し再提出を求める。</p> <p>(2) , (3) (略)</p>
<p>(4) 更新審査結果の通知</p> <p>協会は、認定要領第4条及び第5条に基づき、更新の可否及び可の場合は有効期間を査定後、その結果を通知する文書を作成し、検査協会が作成した同報告書1部とともに当該申請工場宛に送付する。</p> <p><u>認定要領第20条(2)に基づく更新では、有効期間の満了日の翌日が、新たに定められた期間の開始日とする。更新審査により不適合となった場合は、従来の有効期間満了をもって認定が取り消される。同条(3)の早期更新申請の場合は、従前の有効期間の残期間は無効となり、認定委員会で更新が認められた日を新たな認定開始日とし、有効期間満了日は、新たな有効期間経過後の認定開始日の月末までとする。不適合となった場合においても、従前の有効期間の残期間は無効となり、従前の有効期間内で不適合となった日から6ヶ月以内で暫定的な有効期間を設定する。</u></p> <p><u>なお、何れの場合でも異議申立及び有効期間内での再審査は可能である。不適合となって有効期間が満了した後、再度工場認定が必要な場合は、新規認定として申請することができる。</u></p>	<p>(4) 更新審査結果の通知</p> <p>協会は、認定要領第4条及び第5条に基づき、更新の可否及び可の場合は有効期間を査定後、その結果を通知する文書を作成し、検査協会が作成した同報告書1部とともに当該申請工場宛に送付する。</p>